

8020 運動・口腔保健推進事業実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="241 368 1055 416"><b>8 0 2 0 運動・口腔保健推進事業実施要綱</b></p> <p data-bbox="488 564 801 767"><u>医政発0410第23号</u> <u>平成27年4月10日</u> <u>一部改正</u> <u>医政発0410第34号</u> <u>平成28年4月1日</u></p>	<p data-bbox="1189 368 2002 416"><b>8 0 2 0 運動・口腔保健推進事業実施要綱</b></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">8020運動推進特別事業</p> <p>1 目的 この事業は、国民の歯の健康の保持を推進させる観点から、都道府県が地域の実情に応じた8020運動に係る政策的な事業を行うとともに、歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、都道府県とする。</p> <p>3 事業内容 この事業の内容は、都道府県が<u>実施する</u>（1）及び（2）の事業とする。</p> <p>（1） <u>8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置</u> この事業の実施にあたり、<u>8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会を設置すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員は歯科保健医療サービスを利用する立場にある者を含めた委員構成とする。（委員の例：歯科医師、歯科衛生士、学校保健関係者、産業保健関係者、介護保険関係者、行政、住民等）</li> <li>・8020運動<u>及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会</u>では、各地域における歯科保健に関する課題を検討し、<u>母子保健や老人保健等の関係部局と連携して、事業計画の策定や評価を行うものとする。</u></li> </ul> <p>（2） <u>8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するための事業</u> 地域の実情に応じて、次に掲げる事業の中から、歯科保健事業を計画的に行うものとする。ただし、都道府県は外部の専門機関等に委託すること</p>	<p style="text-align: center;">8020運動推進特別事業</p> <p>1 目的 この事業は、国民の歯の健康の保持を推進させる観点から、都道府県が地域の実情に応じた8020運動に係る政策的な事業を行うとともに、歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、都道府県とする。</p> <p>3 事業内容 この事業の内容は、都道府県が<u>行う</u>（1）及び（2）の事業とする。</p> <p>（1）この事業の実施にあたり、8020運動<u>推進特別事業</u>検討評価委員会を設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員は歯科保健医療サービスを利用する立場にある者を含めた委員構成とする。（委員の例：歯科医師、歯科衛生士、学校保健関係者、産業保健関係者、介護保険関係者、行政、住民等）</li> <li>・8020運動<u>推進特別事業</u>検討評価委員会では、各地域における歯科保健に関する課題を検討し、事業計画の策定や評価を行うものとする。</li> </ul> <p>（2）地域の実情に応じて、次に掲げる事業の中から、歯科保健事業を計画的に行うものとする。ただし、都道府県は外部の専門機関等に委託することができるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>ができるものとする。</p> <p>ア <u>歯科口腔保健の推進に携わる人材</u>に対する研修事業</p> <p>イ <u>歯科口腔保健の推進に携わる人材</u>の確保に関する事業</p> <p>ウ その他、口腔保健推進事業に掲げる事業以外の事業</p> <p>4 補助条件</p> <p>(1) 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。</p> <p>(2) 上記3 (2) の事業を行う場合、交付要綱に定める実績報告とは別に、以下の内容が記載された概略図1枚を事業実施の翌年度5月31日までに任意様式で厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。なお、提出された概略図は、厚生労働省ホームページで公表する場合がある。</p> <p>ア 目的及び目標 (例：〇〇年度までに〇〇を改善)</p> <p>イ 事業内容 (例：〇〇団体が〇〇を実施)</p> <p>ウ 評価 (例：〇〇率が改善)</p> <p>エ 本事業の活用方法 (例：今後、〇〇計画に事業の成果を反映)</p>	<p>ア <u>歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職種</u>に対する研修事業</p> <p>イ <u>歯科専門職種</u>の確保に関する事業</p> <p>ウ <u>食育推進に関する事業</u></p> <p>エ その他、口腔保健推進事業に掲げる事業以外の事業</p> <p>4 補助条件</p> <p>(1) 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。</p> <p>(2) 上記3 (2) の事業を行う場合、交付要綱に定める実績報告とは別に、以下の内容が記載された概略図1枚を事業実施の翌年度5月31日までに任意様式で厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。なお、提出された概略図は、厚生労働省ホームページで公表する場合がある。</p> <p>ア 目的及び目標 (例：〇〇年度までに〇〇を改善)</p> <p>イ 事業内容 (例：〇〇団体が〇〇を実施)</p> <p>ウ 評価 (例：〇〇率が改善)</p> <p>エ 本事業の活用方法 (例：今後、〇〇計画に事業の成果を反映)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">口腔保健推進事業</p> <p>第1 口腔保健支援センター設置推進事業</p> <p>1 目的</p> <p>この事業は、地域住民の歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持を推進させる観点から、地域の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進させるため、歯科口腔保健の推進に関する法律（以下「歯科口腔保健法」という。）第15条に規定される口腔保健支援センター（以下「支援センター」という。）の設置の推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の実施主体</p> <p>この事業の実施主体は、都道府県、政令市（地域保健法第5条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区とする。</p> <p>3 事業内容</p> <p>この事業の内容は、都道府県、政令市及び特別区が設置する支援センターの運営等事業とする。</p> <p>4 補助条件</p> <p>支援センターを運営するに当たり、第2のいずれかの事業を合わせて実施し、以下の条件を満たすものとする。</p> <p>（1）支援センターは、都道府県、政令市及び特別区において口腔保健に関連する部署と調整するための行政組織（機能）とする。</p>	<p style="text-align: center;">口腔保健推進事業</p> <p>第1 口腔保健支援センター設置推進事業</p> <p>1 目的</p> <p>この事業は、地域住民の歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持を推進させる観点から、地域の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進させるため、歯科口腔保健の推進に関する法律（以下「歯科口腔保健法」という。）第15条に規定される口腔保健支援センター（以下「支援センター」という。）の設置の推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の実施主体</p> <p>この事業の実施主体は、都道府県、政令市（地域保健法第5条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区とする。</p> <p>3 事業内容</p> <p>この事業の内容は、都道府県、政令市及び特別区が設置する支援センターの運営等事業とする。</p> <p>4 補助条件</p> <p>支援センターを運営するに当たり、第2のいずれかの事業を合わせて実施し、以下の条件を満たすものとする。</p> <p>（1）支援センターは、都道府県、政令市及び特別区において口腔保健に関連する部署と調整するための行政組織（機能）とする。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 支援センターには、常勤又は非常勤の歯科医師 1 名、歯科専門職（歯科医師及び歯科衛生士） 1 名以上、合計 2 名以上配置するものとする。</p> <p>(3) 支援センターにおいては、地域の保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関係者により構成される協議・検討組織を設け、地域の状況を踏まえた歯科口腔保健法第 7 条から第 11 条までに規定する施策の具体策に取り組むものとする。</p> <p>(4) 支援センターの取組は、都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。</p>	<p>(2) 支援センターには、常勤又は非常勤の歯科医師 1 名、歯科専門職（歯科医師及び歯科衛生士） 1 名以上、合計 2 名以上配置するものとする。</p> <p>(3) 支援センターにおいては、地域の保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関係者により構成される協議・検討組織を設け、地域の状況を踏まえた歯科口腔保健法第 7 条から第 11 条までに規定する施策の具体策に取り組むものとする。</p> <p>(4) 支援センターの取組は、都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。</p>

改正後	改正前
<p>第2 口腔保健の推進に資するために必要となる事業</p> <p>I 歯科疾患予防・<u>食育推進等口腔機能維持向上事業</u></p> <p>1 目的</p> <p>この事業は、地域住民の口腔の健康の保持を推進させる観点から、地域住民に対してう蝕予防のためのフッ化物洗口や歯周病予防のための口腔清掃指導、<u>食育の推進等</u>を行い、<u>歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上</u>に関する取組の推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の実施主体</p> <p>この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。ただし、事業の全部又は一部を地域の歯科医師会等に委託することができるものとする。</p> <p>3 事業内容</p> <p>この事業の内容は、都道府県、政令市及び特別区が実施する<u>(1)及び(2)の事業とする。</u></p> <p><u>(1) 歯科疾患予防事業</u></p> <p><u>う蝕予防のためのフッ化物洗口やフッ化物塗布、歯周病予防のための口腔清掃指導、成人を対象とした歯科検診や個人に対する歯科保健指導等、地域における口腔保健の推進に資する歯科疾患予防に関する取組を行う。</u></p> <p><u>(2) 食育推進等口腔機能維持向上事業</u></p> <p><u>食育の推進のための小児に対する「食べ方」の機能発達を促す取組や高齢者に対する誤嚥防止に関する取組等、口腔機能の維持向上に関する活動</u></p>	<p>第2 口腔保健の推進に資するために必要となる事業</p> <p>I 歯科疾患予防事業</p> <p>1 目的</p> <p>この事業は、地域住民の口腔の健康の保持を推進させる観点から、地域住民に対してう蝕予防のためのフッ化物洗口や歯周病予防のための口腔清掃指導等を行い、<u>歯科疾患の予防に関する取組の推進を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 事業の実施主体</p> <p>この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。ただし、事業の全部又は一部を地域の歯科医師会等に委託することができるものとする。</p> <p>3 事業内容</p> <p>この事業の内容は、<u>都道府県、政令市及び特別区が実施するう蝕予防のためのフッ化物洗口、フッ化物塗布、予防填塞や歯周病予防のための口腔清掃指導等、歯科疾患予防に関する事業とする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>を行う。</u></p> <p>4 補助条件</p> <p>(1) 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。</p> <p>(2) 交付要綱に定める実績報告とは別に、以下の内容が記載された概略図1枚（ただし、口腔保健の推進に資するために必要となる事業の中の複数事業を行う場合、1枚にまとめて差し支えない）を事業実施の翌年度5月31日までに任意様式で厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。なお、提出された概略図は、厚生労働省ホームページで公表する場合がある。</p> <p>ア 目的及び目標（例：〇〇年度までに〇〇を改善）</p> <p>イ 事業内容（例：〇〇団体が〇〇を実施）</p> <p>ウ 評価（例：〇〇率が改善）</p> <p>エ 本事業の活用方法（例：今後、〇〇計画に事業の成果を反映）</p>	<p>4 補助条件</p> <p>(1) 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。</p> <p>(2) 交付要綱に定める実績報告とは別に、以下の内容が記載された概略図1枚（ただし、口腔保健の推進に資するために必要となる事業の中の複数事業を行う場合、1枚にまとめて差し支えない）を事業実施の翌年度5月31日までに任意様式で厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。なお、提出された概略図は、厚生労働省ホームページで公表する場合がある。</p> <p>ア 目的及び目標（例：〇〇年度までに〇〇を改善）</p> <p>イ 事業内容（例：〇〇団体が〇〇を実施）</p> <p>ウ 評価（例：〇〇率が改善）</p> <p>エ 本事業の活用方法（例：今後、〇〇計画に事業の成果を反映）</p>

改正後	改正前
<p>II 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進・<u>技術者養成</u>事業</p> <p>1 目的</p> <p>この事業は、歯科保健医療サービスを受けることが困難な者の口腔の健康の保持を推進させる観点から、障害者支援施設、障害者入所・通所施設、介護保険施設、医療機関、リハビリテーション施設等（以下、「施設」という）に入所・入院する障害者・障害児、要介護高齢者等に対して、その状況に応じた支援を行い、<u>歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図ること及びそれぞれの状態に応じた知識や技術を有する歯科専門職（歯科医師及び歯科衛生士）を育成すること</u>を目的とする。</p> <p>2 事業の実施主体</p> <p>この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。ただし、事業の全部又は一部を地域の歯科医師会等に委託することができるものとする。</p> <p>3 事業内容</p> <p>この事業の内容は、<u>都道府県、政令市及び特別区が実施する（１）及び（２）の事業とする。</u></p> <p><u>（１） 歯科保健医療推進事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>施設に入所・入院して定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることができない等、歯科保健医療サービスを受けることが困難な者</u>に対する歯科保健医療に係るスクリーニングの実施、サービスの提供を行う。</li> <li>・施設の職員等に対する口腔の健康の保持・増進及び歯科疾患の予防に係る普及啓発及び指導を行う。</li> </ul>	<p>II 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業</p> <p>1 目的</p> <p>この事業は、歯科保健医療サービスを受けることが困難な者の口腔の健康の保持を推進させる観点から、障害者支援施設、障害者入所・通所施設、介護保険施設、医療機関、リハビリテーション施設等（以下、「施設」という）に入所・入院する障害者・障害児、要介護高齢者等に対して、その状況に応じた支援を行い、<u>歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 事業の実施主体</p> <p>この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。ただし、事業の全部又は一部を地域の歯科医師会等に委託することができるものとする。</p> <p>3 事業内容</p> <p>この事業の内容は、<u>都道府県、政令市及び特別区が実施する以下の事業とする。</u></p> <p>（１）<u>定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な施設に入所・入院する者等</u>に対する歯科保健医療に係るスクリーニングの実施、サービスの提供</p> <p>（２）施設の職員等に対する口腔の健康の保持・増進及び歯科疾患の予防に係る普及啓発及び指導</p>



改正後	改正前
<p><u>(2) 歯科医療技術者養成事業</u>  <u>歯科保健医療サービスを受けることが困難な者のそれぞれの状態に応じた診療上の知識や技術を有する歯科専門職を育成するための実習を行う。</u></p> <p>4 補助条件</p> <p>(1) <u>上記3 (1) の事業を実施するに当たり、施設との連絡調整会議を設置し、入所・入院する者等の実態の把握及び口腔ケアに取り組まれていない施設の優先実施や対象が特定の施設に偏ることがないよう効果的に取り組むものとする。</u></p> <p><u>(2) 上記3 (2) の事業を実施するに当たり、以下の条件を満たすものとする。</u></p> <p><u>ア 障害者や要介護高齢者の診療に対応できる技術の習得を目的とした実習を必ず実施するものとする。</u></p> <p><u>イ 実習期間は、必ずしも連続して行われる必要はないが、技術の習得が効果的に行われるよう考慮するものとする。</u></p> <p><u>ウ 実習の実施主体において実習管理委員会を設置し、実習の進行及び知識や技術の習得状況を管理するものとする。</u></p> <p>(3) <u>他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。</u></p> <p>(4) <u>交付要綱に定める実績報告とは別に、以下の内容が記載された概略図1枚(ただし、口腔保健の推進に資するために必要となる事業の中の複数事業を行う場合、1枚にまとめて差し支えない)を事業実施の翌年度5月31日までに任意様式で厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提</u></p>	<p>4 補助条件</p> <p>(1) 当事業を実施するに当たり、施設との連絡調整会議を設置し、入所・入院する者等の実態の把握及び口腔ケアに取り組まれていない施設の優先実施や対象が特定の施設に偏ることがないよう効果的に取り組むものとする。</p> <p>(2) <u>他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。</u></p> <p>(3) <u>交付要綱に定める実績報告とは別に、以下の内容が記載された概略図1枚(ただし、口腔保健の推進に資するために必要となる事業の中の複数事業を行う場合、1枚にまとめて差し支えない)を事業実施の翌年度5月</u></p>

改正後	改正前
<p>出すること。なお、提出された概略図は、厚生労働省ホームページで公表する場合がある。</p> <p>ア 目的及び目標（例：〇〇年度までに〇〇を改善）  イ 事業内容（例：〇〇団体が〇〇を実施）  ウ 評価（例：〇〇率が改善）  エ 本事業の活用方法（例：今後、〇〇計画に事業の成果を反映）</p> <p>5 留意事項</p> <p>歯科医師や歯科衛生士が施設に入所・入院する者等に対して行う医療や介護については、当該事業として実施する口腔保健と異なることから、明確に区分して実施すること。</p>	<p>31 日までに任意様式で厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。なお、提出された概略図は、厚生労働省ホームページで公表する場合がある。</p> <p>ア 目的及び目標（例：〇〇年度までに〇〇を改善）  イ 事業内容（例：〇〇団体が〇〇を実施）  ウ 評価（例：〇〇率が改善）  エ 本事業の活用方法（例：今後、〇〇計画に事業の成果を反映）</p> <p>5 留意事項</p> <p>歯科医師や歯科衛生士が施設に入所・入院する者等に対して行う医療や介護については、当該事業として実施する口腔保健と異なることから、明確に区分して実施すること。</p>

改正後	改正前
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>Ⅲ 障害者等歯科医療技術者養成事業</u></p> <p><u>1 目的</u></p> <p><u>この事業は、歯科保健医療サービスを受けることが困難な者の口腔の健康の保持を推進させる観点から、施設に入所する障害者・障害児、要介護高齢者等に対して、それぞれの状態に応じた知識や技術を有する歯科専門職（歯科医師及び歯科衛生士）を育成することを目的とする。</u></p> <p><u>2 事業の実施主体</u></p> <p><u>この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。ただし、事業の全部又は一部を地域の歯科医師会等に委託することができるものとする。</u></p> <p><u>3 事業内容</u></p> <p><u>この事業の内容は、都道府県、政令市及び特別区が実施する障害者や要介護高齢者のそれぞれの状態に応じた診療上の知識や技術を有する歯科専門職を育成するための実習事業とする。</u></p> <p><u>4 補助条件</u></p> <p><u>当事業を実施するに当たり、以下の条件を満たすものとする。</u></p> <p><u>(1) この事業は研修会ではなく、障害者や要介護高齢者の診療に対応できる技術の習得を目的とした実習事業とする。</u></p> <p><u>(2) 実習期間は、必ずしも連続して行われる必要はないが、技術の習得が効果的に行われるよう考慮するものとする。</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>(3) 実習の実施主体において実習管理委員会を設置し、実習の進行及び知識や技術の習得状況を管理するものとする。</u></p> <p><u>(4) 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。</u></p> <p><u>(5) 交付要綱に定める実績報告とは別に、以下の内容が記載された概略図1枚(ただし、口腔保健の推進に資するために必要となる事業の中の複数事業を行う場合、1枚にまとめて差し支えない)を事業実施の翌年度5月31日までに任意様式で厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。なお、提出された概略図は、厚生労働省ホームページで公表する場合がある。</u></p> <p><u>ア 目的及び目標(例：〇〇年度までに〇〇を改善)</u></p> <p><u>イ 事業内容(例：〇〇団体が〇〇を実施)</u></p> <p><u>ウ 評価(例：〇〇率が改善)</u></p> <p><u>エ 本事業の活用方法(例：今後、〇〇計画に事業の成果を反映)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>III</u> 調査研究事業</p> <p>1 目的 この事業は、地域における必要な歯科保健施策の効率化を図るとともに、<u>チーム医療や全身疾患に対応する多職種連携を推進させる観点から、歯科に係る調査研究や多職種連携の取組の検証等を行い、その成果を地域において普及・活用することを目的とする。</u></p> <p>2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。ただし、事業の全部又は一部を地域の歯科医師会等に委託することができるものとする。</p> <p>3 事業内容 この事業の内容は、都道府県、政令市及び特別区が実施する（１）及び（２）の事業とする。</p> <p><u>（１） 歯科口腔保健調査研究事業</u> <u>地域における歯科に関する実態調査、要介護者や障害者（児）と健常者の口腔状況の比較、８０２０運動と医療費の関係等に係る調査研究及びその成果の普及・活用を行う。</u></p> <p><u>（２） 多職種連携等調査研究事業</u> <u>医科・歯科連携等、多職種連携の先駆的な取組に対する安全性や効果、口腔の健康と全身の健康の関係等に係る調査研究及びその成果の普及・活用を行う。</u></p> <p>4 補助条件</p>	<p><u>IV</u> 調査研究事業</p> <p>1 目的 この事業は、地域における必要な歯科保健施策の効率化を図る観点から、歯科に係る調査研究等を行い、<u>その成果の活用を促進を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。ただし、事業の全部又は一部を地域の歯科医師会等に委託することができるものとする。</p> <p>3 事業内容 この事業の内容は、<u>都道府県、政令市及び特別区が実施する地域における歯科に関する実態調査、要介護者や障害者（児）と健常者の口腔状況の比較、口腔の健康と全身の健康の関係、８０２０運動と医療費の関係等に係る調査研究を実施するための事業とする。</u></p> <p>4 補助条件</p>

改正後	改正前
<p><u>(1) 上記3 (2) の事業を実施するに当たり、以下の条件を満たすものとする。</u></p> <p><u>ア 医科・歯科の関係者等により構成される連携協議会を設置し、地域の実情を踏まえた普及及び連携の実践に取り組むものとする。</u></p> <p><u>イ 本事業により、活動状況等を取りまとめた報告書として提出するものとする。</u></p> <p>(2) 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。</p> <p>(3) 交付要綱に定める実績報告とは別に、以下の内容が記載された概略図1枚(ただし、口腔保健の推進に資するために必要となる事業の中の複数事業を行う場合、1枚にまとめて差し支えない)を事業実施の翌年度5月31日までに任意様式で厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。なお、提出された概略図は、厚生労働省ホームページで公表する場合がある。</p> <p>ア 目的及び目標(例:〇〇年度までに〇〇を改善)</p> <p>イ 事業内容(例:〇〇団体が〇〇を実施)</p> <p>ウ 評価(例:〇〇率が改善)</p> <p>エ 本事業の活用方法(例:今後、〇〇計画に事業の成果を反映)</p>	<p>(1) 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。</p> <p>(2) 交付要綱に定める実績報告とは別に、以下の内容が記載された概略図1枚(ただし、口腔保健の推進に資するために必要となる事業の中の複数事業を行う場合、1枚にまとめて差し支えない)を事業実施の翌年度5月31日までに任意様式で厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。なお、提出された概略図は、厚生労働省ホームページで公表する場合がある。</p> <p>ア 目的及び目標(例:〇〇年度までに〇〇を改善)</p> <p>イ 事業内容(例:〇〇団体が〇〇を実施)</p> <p>ウ 評価(例:〇〇率が改善)</p> <p>エ 本事業の活用方法(例:今後、〇〇計画に事業の成果を反映)</p>

改正後	改正前
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>V 医科・歯科連携等調査実証事業</u></p> <p><u>1 目的</u></p> <p><u>この事業は、チーム医療や全身疾患に対応する医科・歯科連携を推進させる観点から、実証された安全性や効果等をそれぞれの地域において普及を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>2 事業の実施主体</u></p> <p><u>この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。ただし、事業の全部又は一部を地域の歯科医師会等に委託することができるものとする。</u></p> <p><u>3 事業内容</u></p> <p><u>この事業の内容は、都道府県、政令市及び特別区が実施する地域における医科・歯科連携を図るための取組を調査し、実証された安全性や効果等を普及させるための事業とする。</u></p> <p><u>4 補助条件</u></p> <p><u>当事業を実施するに当たり、以下の条件を満たすものとする。</u></p> <p><u>(1) 医科・歯科の関係者等により構成される連携協議会を設置し、地域の実情を踏まえた普及及び連携の実践に取り組むものとする。</u></p> <p><u>(2) 本事業により、活動状況等を取りまとめた報告書として提出するものとする。</u></p> <p><u>(3) 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしな</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>い。</u></p> <p><u>(4) 交付要綱に定める実績報告とは別に、以下の内容が記載された概略図 1 枚 (ただし、口腔保健の推進に資するために必要となる事業の中の複数事業を行う場合、1 枚にまとめて差し支えない) を事業実施の翌年度 5 月 31 日までに任意様式で厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。なお、提出された概略図は、厚生労働省ホームページで公表する場合がある。</u></p> <p><u>ア 目的及び目標 (例：〇〇年度までに〇〇を改善)</u></p> <p><u>イ 事業内容 (例：〇〇団体が〇〇を実施)</u></p> <p><u>ウ 評価 (例：〇〇率が改善)</u></p> <p><u>エ 本事業の活用方法 (例：今後、〇〇計画に事業の成果を反映)</u></p>